

技術士制度について

平成19年5月

文部科学大臣指定試験・登録機関
社団法人 日本技術士会

技術士法第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣から指定を受けた指定試験機関である社団法人日本技術士会が技術士試験の実施に関する事務を行います。

技術士法第40条第1項の規定に基づき、文部科学大臣から指定を受けた指定登録機関である社団法人日本技術士会が技術士登録の実施に関する事務を行います。

目 次

I. 技術士制度の主旨	3
II. 技術士・技術士補とは	3
1. 技術士の定義	3
2. 技術士補の定義	4
3. 技術士・技術士補の現況	4
4. 技術士試験制度	5
5. 技術士試験の合格者数	6
III. 技術士試験	8
1. 第一次試験	8
(1) 概 要	8
(2) 受験資格	8
(3) 試験の方法	8
(4) 第一次試験の一部免除	9
(5) 試験の日程等	10
2. 第二次試験	11
(1) 概 要	11
(2) 受験資格	12
(3) 監督の要件	13
(4) 試験の方法	14
(5) 第二次試験の一部免除	15
(6) 総合技術監理部門とその他の技術部門との併願	16
(7) 試験の日程等	16
平成19年度技術士試験実施日程	19

IV. 登 録	20
1. 技術士の登録	20
(1) 技術士の登録	20
(2) 登録の要件等	20
2. 技術士補の登録	21
(1) 技術士補の登録	21
(2) 登録の要件等	21
3. 登録事項の変更の届出	21
4. 登録証再交付の申請等	22
5. 登録証明書の発行申請	22
6. 業務の廃止等の届出	22
7. 登録の取消し等	22
V. 技術士の特典と義務	23
1. 技術士の特典	23
(1) 有資格者として認められているもの	23
(2) 資格試験の一部又は全部を免除されているもの	23
2. 技術士等の義務	24
(1) 信用失墜行為の禁止	24
(2) 技術士等の秘密保持義務	24
(3) 技術士等の公益確保の責務	24
(4) 技術士の名称表示の場合の義務	24
(5) 技術士補の業務の制限等	25
(6) 技術士の資質の向上の責務	25
VI. 日本技術士会	26
●添付資料	27
1 技術士第一次試験の科目	27
2 技術士第一次試験の一部免除	28
3 技術士第二次試験の技術部門、選択科目等	30
4 技術士資格の公的活用	37
5 他の国家・公的資格取得上の特典	39

I. 技術士制度の主旨

技術士制度は、文部科学省が所管する科学技術に関する技術的専門知識と高等の応用能力及び豊富な実務経験を有し、公益を確保するため、高い技術者倫理を備えた、優れた技術者の育成を図るための国による技術者の資格認定制度です。

即ち、技術者のうちから、科学技術に関する高度な知識と応用能力及び技術者倫理を備えている有能な者に技術士の資格を与え、この有資格者のみに技術士の名称の使用を認めることによって技術士業務に対する社会の認識と関心を高め、より一層の科学技術の発展を図ることとしています。

II. 技術士・技術士補とは

1. 技術士の定義

技術士とは、「技術士法（以下「法」といいます）第32条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者」（法第2条第1項）です。

即ち、技術士は、

- ① 技術士第二次試験に合格し、法定の登録を受けていること。
- ② 業務を行う際に技術士の名称を用いること。
- ③ 業務の内容は、自然科学に関する高度の技術上のものであること。なお、他の法律によって規制されている業務、例えば建築の設計や医療などは除かれます。
- ④ 業務を行うこと、即ち継続反覆して仕事に従事すること。

以上の諸要件を具備した者です。これを簡単に言うと、『技術士とは、豊富な実務経験を有し、技術的専門知識及び高度の応用能力ありと国家認定を受けた高級技術者ということになります。』

大部分の技術士は、国、地方自治体、企業等の組織において高度の技術力を発揮しつつ業務を遂行しています。また、技術士は、自営のコンサルタントとして次のような分野においても活躍しています。

- ① 公共事業の事前調査・計画・設計監理
- ② 地方公共団体の業務監査のための技術調査・評価
- ③ 裁判所、損保機関等の技術調査・鑑定
- ④ 地方自治体が推進する中小企業向け技術相談等への協力
- ⑤ 中小企業を中心とする企業に対する技術指導、技術調査・研究、技術評価等
- ⑥ 大企業の先端技術に関する相談
- ⑦ 開発途上国への技術指導
- ⑧ 銀行の融資対象等の技術調査・評価

2. 技術士補の定義

技術士補とは、「技術士となるのに必要な技能を修習するため、法第32条第2項の登録を受け、技術士補の名称を用いて、技術士の業務について技術士を補助する者」（法第2条第2項）です。

即ち、技術士補は、

- ① 技術士第一次試験に合格し、同一技術部門の補助する技術士（指導技術士）を定めて、法定の登録を受けていること。
- ② 技術士補の名称を用いて、技術士の業務を補助する業務を行うこと。

以上のような要件を具備した者で、技術士第一次試験合格者（修習技術者と称する）が実務経験を修習するための形態のうちで最も有効なものです。

3. 技術士・技術士補の現況

昭和33年度以来、平成18年12月末現在、技術士の合計は約5万9千名です。うち約46%が建設部門、次いで、総合技術監理、上下水道、電気電子、機械の各部門の技術士の数が比較的多いと言えます。

業態別では、技術士全体の84%が一般企業等（コンサルタント会社含む）に勤務し、約

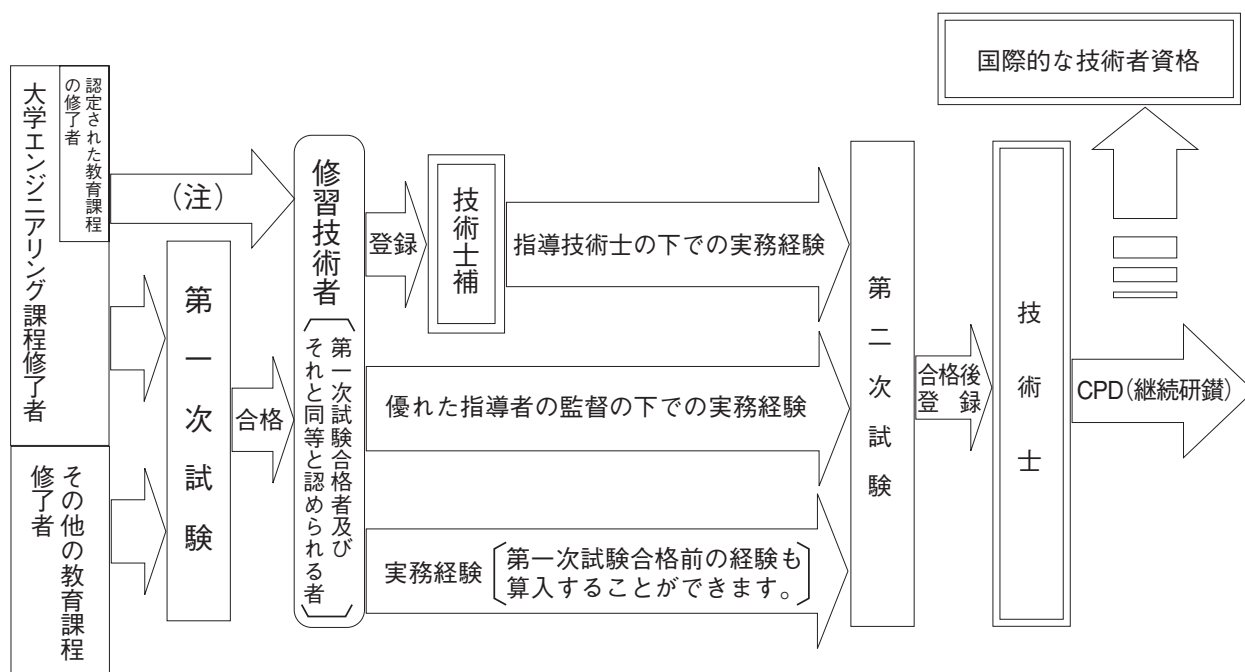
7%は技術コンサルタントとして自営し、約9%は官公庁・法人などに勤務しています。
 技術士補は平成18年12月末現在約2万名です。

4. 技術士試験制度

技術士試験は、これを分けて技術士第一次試験及び技術士第二次試験（以下、「第一次試験」、「第二次試験」といいます。）とし、文部科学省令で定める技術部門ごとに行うとされています（法第4条第1項）。第一次試験に合格した者は、技術士補となる資格（法第4条第2項）を、第二次試験に合格した者は、技術士となる資格（法第4条第3項）を有することになります。

なお、第一次試験合格者は、一般に「修習技術者」と呼称されています。

技術士試験の仕組み



(注) 認定された教育課程の修了者について

技術士補となる資格の特例として「認定された教育課程の修了者」とありますが、これは「大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうち、その修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者」のことです。（技術士法第31条の2、第2項）

文部科学大臣が指定した大学等については、当会ホームページ（<http://www.engineer.or.jp>）の〔試験・登録情報〕→〔認定された教育課程〕を参照して下さい。

5. 技術士試験の合格者数

技術士制度ができて以来、48年余の間（第一次試験は昭和59年度から）に技術士は下表のように延べ約39万人の受験者が第二次試験に挑戦し、約7万9千人が合格し、合格率は20%程度となっています。一方、第一次試験には約28万人の受験者が挑戦して、約9万3千人が合格し、合格率は33%程度となっています。

技術士試験の合格者数等の推移

区分 年度	技術士第一次試験					技術士第二次試験				
	受験申込 者数A	受験者数 B	合格者数 C	C/A (%)	C/B (%)	受験申込 者数A	受験者数 B	合格者数 C	C/A (%)	C/B (%)
	(名)	(名)	(名)	(%)	(%)	(名)	(名)	(名)	(%)	(%)
昭和33～61	13,951	9,593	3,029	21.7	31.5	116,731	83,898	24,083	20.6	28.7
〳 62	3,097	1,979	530	17.1	26.8	11,046	6,273	1,153	10.4	18.4
〳 63	3,158	2,036	624	19.8	30.6	11,746	6,765	1,199	10.2	17.7
平成 元	3,220	2,068	818	25.4	39.6	13,169	7,752	1,345	10.2	17.4
〳 2	3,521	2,253	698	19.8	31.0	13,869	8,206	1,414	10.2	17.2
〳 3	3,901	2,465	804	20.6	32.6	14,852	8,752	1,469	9.9	16.8
〳 4	4,060	2,624	621	15.3	23.7	17,517	10,047	1,643	9.4	16.4
〳 5	4,157	2,648	824	19.8	31.1	18,187	10,220	1,609	8.8	15.7
〳 6	4,978	3,350	707	14.2	21.1	21,308	12,637	2,006	9.4	15.9
〳 7	6,229	4,087	678	10.9	16.6	23,326	13,401	2,074	8.9	15.5
〳 8	7,252	4,712	692	9.5	14.7	26,167	14,135	2,118	8.1	15.0
〳 9	7,996	5,089	1,109	13.9	21.8	27,796	15,341	2,154	7.7	14.0
〳 10	8,492	5,449	1,161	13.7	21.3	30,504	16,497	2,577	8.4	15.6
〳 11	13,316	8,973	1,491	11.2	16.6	34,183	18,887	2,942	8.6	15.6
〳 12	18,659	12,326	2,462	13.2	20.0	39,300	21,812	3,373	8.6	15.5
〳 13	22,808	16,074	2,200	9.6	13.7	50,978	34,451	6,581	12.9	19.1
〳 14	34,132	23,979	3,585	10.5	15.0	63,534	41,122	9,078	14.3	22.1
〳 15	67,581	56,873	28,808	42.6	50.7	8,931	6,428	1,678	18.8	26.1
〳 16	55,351	43,968	22,978	41.5	52.3	25,597	16,141	3,437	13.4	21.3
〳 17	44,511	36,556	10,063	22.6	27.5	31,453	19,979	3,664	11.6	18.3
〳 18	40,689	32,183	9,707	23.9	30.2	31,499	19,674	3,205	10.2	16.3
合 計	371,059	279,285	93,589	25.2	33.5	631,693	392,418	78,802	12.5	20.0

注1) 第一次試験内訳

平成15年度より第一次試験の合格者であることが第二次試験の受験資格となったため、既技術士が他の部門を取得するために第一次試験を受験しているためその内訳を示す。

年度	区分 受験内訳	受験申込	受験者数	合格者数	C/A	C/B
		者数A (名)	B (名)	C (名)	(%)	(%)
平成 17	適性、専門、基礎の各科目受験	39,455	32,747	8,958	22.7	27.4
	適性科目のみ受験 *	765	731	727	95.0	99.5
	適性、専門の各科目受験 *	41	39	15	36.6	38.5
	全科目受験	4,250	3,039	363	8.5	11.9
	計	44,511	36,556	10,063	22.6	27.5
平成 18	適性、専門、基礎の各科目受験	36,242	28,968	8,963	24.7	30.9
	適性科目のみ受験 *	441	418	410	93.0	98.0
	適性、専門の各科目受験 *	43	34	16	37.2	47.0
	全科目受験	3,963	2,763	318	8.0	11.5
	計	40,689	32,183	9,707	23.9	30.2

*は既技術士が受験

注2) 第二次試験内訳

総合技術監理部門と他の技術部門との比較のために内訳を示す。

なお、総合技術監理部門の合格者は殆どが既技術士である。

年度	区分 部門別	受験申込	受験者数	合格者数	C/A	C/B
		者数A (名)	B (名)	C (名)	(%)	(%)
平成 17	1～20部門	25,588	15,890	2,627	10.3	16.5
	総合技術監理部門	5,865	4,089	1,037	17.7	25.4
	計	31,453	19,979	3,664	11.6	18.3
平成 18	1～20部門	25,912	15,711	2,390	9.2	15.2
	総合技術監理部門	5,587	3,963	815	14.6	20.6
	計	31,499	19,674	3,205	10.2	16.3

Ⅲ. 技術士試験

1. 第一次試験

(1) 概 要

第一次試験は、技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び法第4章の規定の遵守に関する適性、並びに技術士補となるのに必要な技術部門についての専門的学識を有するかどうかを判断することとされています（法第5条第1項）。そのため、共通科目（数学、物理学、化学、生物学及び地学）及び技術部門に関する基礎的な知識及び専門知識とともに、科学技術全般にわたる基礎知識や技術者倫理等の適性について確認されることとなります。

第一次試験の程度は、国際的な同等性の確保の観点からも、大学のエンジニアリング課程（工学のみならず、農学、理学等に係る技術系も含む。）程度となっています。

なお、第一次試験は技術士となるのに必要な試験であると位置付けられており、第一次試験を受験し、合格した者、又は認定された教育課程の修了者が修習技術者として必要な実務経験を習得し、第二次試験を受験することとなります。

修習技術者は、法定の登録を受けることによって技術士補となることができます。

（注1）いずれかの部門で第一次試験に合格した者（改正前の第一次試験も含む）は、第二次試験を受験する際はすべての部門を受験することが可能です。

（注2）修習技術者とは、法律用語ではありませんが、第一次試験合格者及び法令でそれと同等と認められた者のことをいいます。

(2) 受験資格

年齢、学歴、国籍（試験は日本語のみ）、業務経歴等による制限はなく、すべての者が受験できます。

(3) 試験の方法

第一次試験は、基礎科目、適性科目、共通科目及び専門科目（施行規則第5条第1項）について、筆記の方法（施行規則第3条）（択一式）により行われます。

1) 試験科目

① 基礎科目

科学技術全般にわたる基礎知識を問う問題
内容は以下の通りとなっています。

- 1) 設計・計画に関するもの（設計理論、システム設計等）
- 2) 情報・論理に関するもの（アルゴリズム、情報ネットワーク等）
- 3) 解析に関するもの（力学、電磁気学等）
- 4) 材料・化学・バイオに関するもの（材料特性、バイオテクノロジー等）
- 5) 技術関連（環境、エネルギー、品質管理、技術史等）

- ② 適性科目
技術士法第4章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性について問う問題
- ③ 共通科目
共通科目（数学、物理学、化学、生物学、地学）のうち受験者があらかじめ選択する2科目について、技術士補として必要な共通的基礎知識を問う問題
- ④ 専門科目
機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門から受験者があらかじめ選択した、1技術部門に係る基礎知識及び専門知識を問う問題
なお、総合技術監理部門については、当分の間実施しません。

2) 試験時間

基礎科目	1時間	共通科目	2時間
適性科目	1時間	専門科目	2時間

3) 専門科目の範囲

27ページ [技術士第一次試験の科目] 参照

(4) 第一次試験の一部免除（施行規則第6条）

第一次試験・試験科目の免除（技術士第一次試験 資格別受験科目一覧）

資格	科目	基 科 目	適 性 目	共 通 目	専 門 目
1. 高校・専門学校卒、大学生・文系大卒者		○	○	○	○
2. 理工系大学卒業生		○	○	免除	○
3. 上記2以外の指定する学歴を有する者		○	○	免除	○
4. 指定する国家資格を有する者		○	○	免除	○
5. 第二次試験合格者（同一部門受験）旧法7年（注1）		免除	○	免除	免除
6. 第二次試験合格者（別部門受験）旧法7年（注2）		免除	○	免除	○

- ① 28～29ページに示す学歴を有する者、又は国家資格の保有者は、共通科目の試験が免除されます。
- ② 平成14年度以前に第一次試験の合格を経ずに第二次試験を受験し、一定の技術部門について技術士となる資格を有する者（第二次試験に合格している者）
- 注1. 既に技術士となる資格を有する技術部門と同一の技術部門で第一次試験を受験する場合は基礎科目、共通科目及び専門科目が免除（適性科目のみ受験）
- 注2. 既に技術士となる資格を有する技術部門以外の技術部門で第一次試験を受験する場合は基礎科目及び共通科目が免除
- ※第一次試験をいずれかの技術部門で合格した者が第二次試験を受験する際は、第一次試験で合格した技術部門に制限されることなく第二次試験はすべての技術部門を受験することができます。

(5) 試験の日程等

① 試験実施の公告

第一次試験の実施について、試験の日時、試験の場所、その他必要な事項を、文部科学大臣が、あらかじめ官報で公告することになっています（施行規則第1条）。

官報公告日 平成19年2月中旬

② 受験申込書用紙の配布

官報の公告を受けて、平成19年6月1日から指定試験機関である社団法人日本技術士会及び同会各支部等で受験申込書用紙を配布します。

③ 受験申込書受付期間

1) インターネットによる受付

平成19年6月1日(金)～7月6日(金)

2) 郵送・窓口による受付

平成19年6月25日(月)～7月9日(月)（土曜日・日曜日を除く。）

④ 受験申込書受付場所

社団法人日本技術士会 技術士試験センター

住 所 〒105-0001

東京都港区虎ノ門4丁目1番20号 田中山ビル

電 話 03-3459-1333 FAX 03-3459-1334

⑤ 受験申込に必要な書類

イ. 技術士第一次試験受験申込書

ロ. 試験科目の全部又は一部を免除される者（28～29ページ 資料2 参照）は、免除に必要な証明書

⑥ 筆記試験日

平成19年10月8日（月・祝日）

⑦ 筆記試験地

北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県の全国12都道府県。

⑧ 合格発表

平成19年12月下旬に合格者の受験番号・氏名を官報で公告するとともに、文部科学大臣から合格証が交付されます。

⑨ 正答発表について

筆記試験終了後、問題の正答を(社)日本技術士会ホームページで公表します。

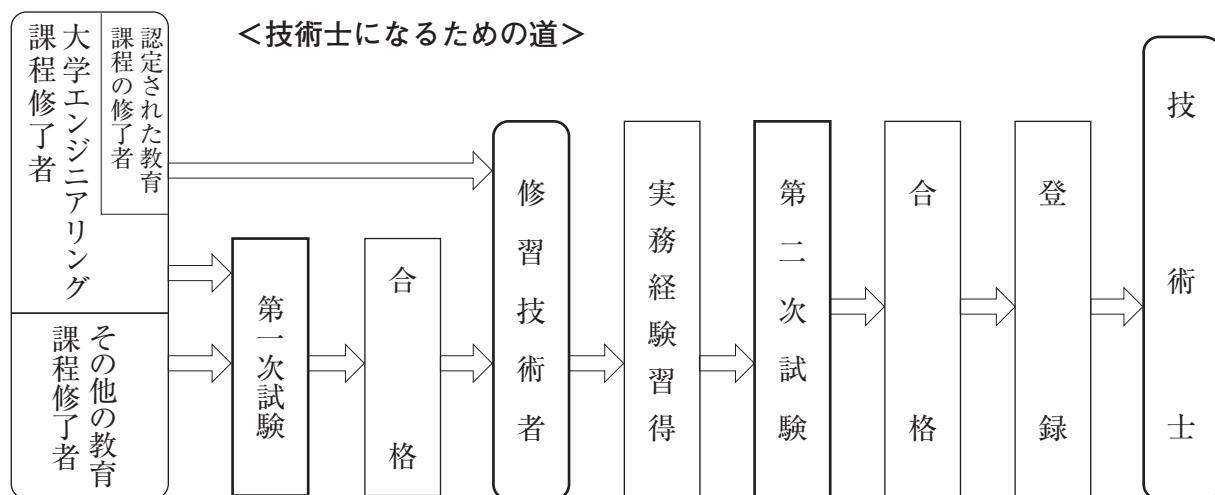
⑩ 成績の通知

筆記試験受験者に成績を通知します。

⑪ 受験手数料

11,000円

2. 第二次試験



(1) 概要

技術士となる資格を取得するためには、第一次試験の合格者及び認定された教育課程の修了者は、必要な実務経験を満たした後、第二次試験を受験し合格しなければなりません。

第二次試験は、技術士となるのに必要な技術部門についての専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するか否かを判定することとされています（法第6条第1項）。

技術士の技術分野は、医学と建築を除くすべての技術を包含し、21技術部門（総合技術監理部門を含む）（施行規則第2条）となり、極めて広範囲にわたっています。技術士になるためには、この21技術部門のうちから選択する1技術部門について高等の専門的応用能力、即ち、自然科学を基礎とした幅広い知識と高等な専門技術の豊富な経験による総合的な判断能力を確認されることとなります。そのため、専門知識とその応用能力を問うことに重点が置かれています。

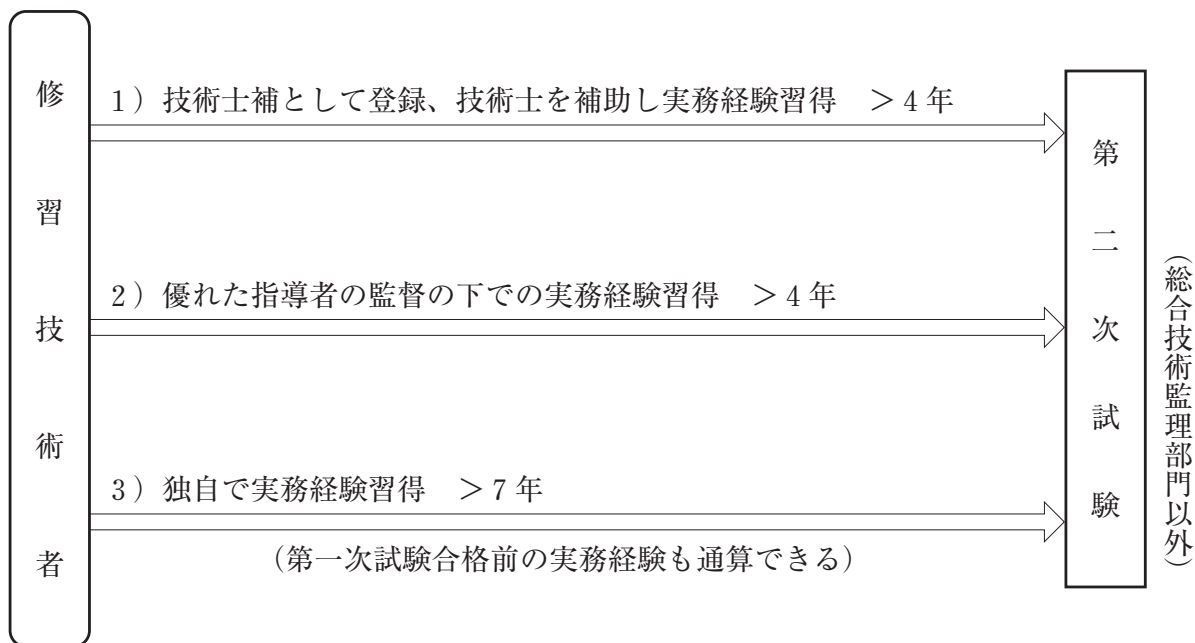
なお、総合技術監理部門は、機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門（96の選択科目）のうちから、受験者があらかじめ選択する1技術部門についての第二次試験の試験科目（選択科目（20技術部門の選択科目及び必須科目が総合技術監理部門の選択科目となる。））（施行規則第11条）に加えて、総合技術監理部門（必須科目）（施行規則第11条）については、課題解決能力及び応用能力が問われることとなります。

(2) 受験資格

学歴等の制限はなく、第一次試験に合格し、次のいずれかに該当する者が第二次試験を受けることができます。(第一次試験のいずれかの部門に合格していれば、第二次試験はすべての技術部門を受験することができます。)

A 機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門を受験する場合

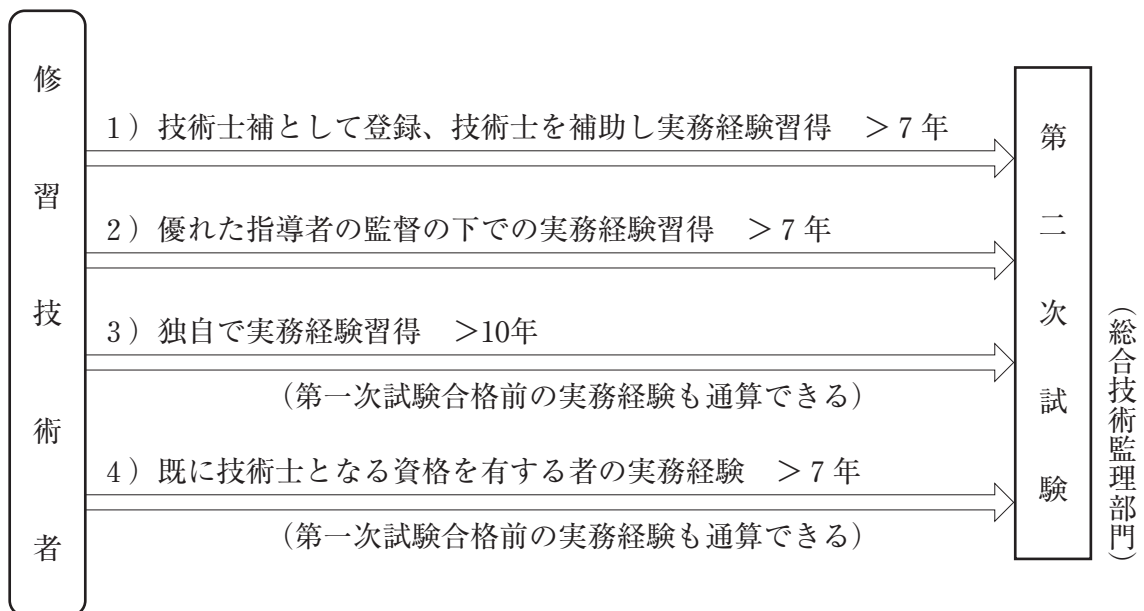
(修習技術者が、機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門の
第二次試験受験要件を取得する道)



- 1) 技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が、通算して4年を超える者(法第6条第2項第1号、施行規則第10条第1項)。
- 2) 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価(補助的業務を除く。)又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が技術士補となる資格を有した後通算して4年を超える者(法第6条第2項第2号、施行規則第10条第3項)。
- 3) 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価(補助的業務を除く。)又はこれらに関する指導の業務に従事した者で、その従事した期間が第一次試験合格前の期間を含めて通算して7年を超える者(法第6条第2項第3号、施行規則第10条第5項)。

- 4) 1) 及び 2) の期間については、それぞれの期間を算入することができます（施行規則第10条第 2 項及び第 4 項）。
- 5) 学校教育法による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあつては、上記 1)、 2)、 及び 3) の期間に 2 年を限度として算入することができます（施行規則第10条第 6 項）。

B 総合技術監理部門を受験する場合



注) ①受験要件は前記 A に準ずるが 4 年を 7 年に、7 年を 10 年に読み替える。

②既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する場合、7 年を超える者。

(3) 監督の要件（施行規則第10条の 2）

優れた指導者（法第 6 条第 2 項第 2 号）の監督の要件は、次のとおりです。

1. 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が 7 年を超え、かつ、第二次試験を受けようとする者を適切に監督することができる職務上の地位にある者。
2. 第二次試験を受けようとする者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、前号に規定する業務について、指導、助言その他適切な手段により行われるもの。

(4) 試験の方法

第二次試験は、筆記及び口頭の方法により行われます（施行規則第8条第1項）。

口頭試験は、筆記試験の合格者に対してのみ行われます（施行規則第8条第2項）。

1. 筆記試験

筆記試験は、機械部門から総合技術監理部門の21技術部門の中から受験者があらかじめ選択した1技術部門に対応する「必須科目」と、その技術部門ごとに設定されたいくつかの「選択科目」の中から受験者があらかじめ選択した「選択科目」（施行規則第11条）について記述式の試験（一部択一式）が行われます（30ページ〔技術士第二次試験の技術部門、選択科目等〕参照）。

A 機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門を受験する場合

1) 試験科目

① 選択科目Ⅰ（記述式）

受験しようとする選択科目に関する専門知識と応用能力を問う問題

② 必須科目Ⅱ（記述式）

受験しようとする技術部門全般にわたる論理的考察力と課題解決能力を問う問題

2) 試験時間

選択科目Ⅰ 3時間30分

必須科目Ⅱ 2時間30分

B 総合技術監理部門を受験する場合

1) 試験科目

① 選択科目Ⅰ

選択科目Ⅰ－1、Ⅰ－2の2種類の試験が行われます。

a. 選択科目Ⅰ－1（記述式）

機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門の中から、受験しようとする技術部門に対応する「選択科目」に関する専門知識と応用能力を問う問題

b. 選択科目Ⅰ－2（記述式）

機械部門から原子力・放射線部門までの20技術部門の中から、受験しようとする「技術部門」全般にわたる論理的考察力と課題解決能力を問う問題

② 必須科目Ⅱ（択一式及び記述式）

「総合技術監理部門」に関する課題解決能力及び応用能力を問う問題

③ 必須科目の内容

- ①安全管理、②社会環境との調和、③経済性（品質、コスト及び生産性）、
④情報管理、⑤人的資源管理に関する事項

具体的には、技術士としての実務経験のような高度かつ十分な実務経験を通じ、修得される照査能力等に加え、業務全体を俯瞰し、業務の効率性、安全確保、リスク低減、品質確保、外部環境への影響管理、組織管理等に関する総合的な分析、評価を行い、これに基づく最適な企画、計画、設計、実施、進捗管理、維持管理等を行う能力とともに、万一の事故等が発生した場合に拡大防止、迅速な処理に係る能力を確認する問題を出題します。

2) 試験時間

選択科目Ⅰ－1 3時間30分

選択科目Ⅰ－2 2時間30分

必須科目Ⅱ 5時間30分

2. 口頭試験

口頭試験は、筆記試験の合格者に対してのみ行われます。

筆記試験合格者には、技術的体験論文（A4用紙2枚、白黒で図表等を含め3,000字以内）を口頭試験前に提出します。

口頭試験は、技術士としての適格性を判定することを主眼とし、技術的体験、経歴、専門知識の幅及び深さ、応用能力、総合技術監理能力などについて試問されます。試問時間は、総合技術監理部門を除く技術部門は約45分、総合技術監理部門は約30分です。

(5) 第二次試験の一部免除（法第6条第3項、施行規則第11条の2）

既に総合技術監理部門以外のいずれかの技術部門について、第二次試験に合格し技術士となる資格を有する者が、総合技術監理部門を受けようとする場合、既に技術士となる資格を有する技術部門に対応する総合技術監理部門の選択科目が免除されます。即ち、総合技術監理部門の必須科目のみ受験することになります。

(6) 総合技術監理部門とその他の技術部門との併願

総合技術監理部門を除く技術部門の筆記試験（必須科目及び選択科目）は総合技術監理部門の選択科目に該当します。したがって、総合技術監理部門を除く技術部門の受験申込書と総合技術監理部門の受験申込書を提出すれば、各々の技術部門の選択科目が同一の場合には2つの技術部門を受験することができます。ただし、受験料はそれぞれに必要です。

(7) 試験の日程等

① 試験実施の公告

第二次試験の実施について、試験の日時、試験の場所その他必要な事項を文部科学大臣があらかじめ官報で公告することになっています（施行規則第1条）。

官報公告日 平成19年2月中旬

② 受験申込書用紙の配布

官報の公告を受けて、4月6日(金)から指定試験機関である社団法人日本技術士会及び同会各支部等で受験申込書用紙を配布します。

③ 受験申込書受付期間

1) インターネットによる受付

平成19年4月6日(金)～5月8日(火)

2) 郵送・窓口による受付

平成19年4月24日(火)～5月11日(金)（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

④ 受験申込書受付場所

社団法人日本技術士会 技術士試験センター

住 所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番20号 田中山ビル

電 話 03-3459-1333 FAX 03-3459-1334

⑤ 受験申込に必要な書類

イ. 技術士第二次試験受験申込書

ロ. 受験資格に係る業務経歴証明書

・優れた指導者の監督の下で、業務に従事した者は、業務経歴証明書に加えて監督者要件証明書及び監督内容証明書

・大学院修士課程又は博士課程の期間を業務経歴に算入する者は、これらの期間を証する証明書又は書面

ハ. 総合技術監理部門の選択科目を免除される者は、免除に必要な技術士登録証の写し等証明書又は書面

⑥ 筆記試験日

平成19年 8 月 4 日（土） 総合技術監理部門の必須科目

平成19年 8 月 5 日（日） 総合技術監理部門以外の部門
総合技術監理部門の選択科目

⑦ 筆記試験地

北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県の全国12都道府県。

⑧ 筆記試験の合否発表

平成19年10月下旬受験者全員に合否を通知します。

⑨ 口頭試験

筆記試験合格者についてのみ行います。

平成19年12月～平成20年 1 月までのうち、あらかじめ受験者に通知する 1 日

⑩ 口頭試験地

東京都

⑪ 合格発表

平成20年 3 月上旬に合格者の受験番号・氏名を官報で公告するとともに文部科学大臣から合格証が交付されます。

⑫ 正答発表について

筆記試験終了後、択一式問題の正答を（社）日本技術士会ホームページで公表します。

⑬ 成績の通知

筆記試験および口頭試験の受験者に成績を通知します。

⑭ 受験手数料

14,000円

平成19年度技術士第二次試験の試験方法が改正されました。

主な改正点は、次のとおりです。

1. 筆記試験に関する改正

- ・ 専門知識の深さ、技術的体験を問う問題は、筆記試験から廃止し、その内容は口頭試験で重点的に問うこととなります。
- ・ 総合技術監理部門以外の技術部門の必須科目の試験から五肢択一式の問題が廃止になりました。
- ・ 解答時間が変更されました。

2. 口頭試験に関する改正

- ・ 筆記試験合格者は、口頭試験前に技術的体験論文を提出することになりました。
- ・ 総合技術監理部門以外の技術部門の口頭試問時間が30分から45分に延長されました。

以上、技術士試験について記述しましたが、未定等の事項については、(社)日本技術士会のホームページで随時新しい情報を掲載する予定です。

URL <http://www.engineer.or.jp/>

その他

不正の手段を用いて技術士試験を受けようとした者に対しては、次の規定により処分ができることとされています。

★受験の禁止等

不正の手段によって技術士試験を受けようとした者に対しては、合格の決定を取消し、又はその試験を受けることを禁止することができるとともに、処分を受けた者に対し、2年以内の期間を定めて技術士試験を受けることができないものとするができる（法第9条及び第17条）。

平成19年度技術士試験実施日程

	時 期	事 項
技術士第二次試験	平成19年 2月中旬 4月6日 4月6日～5月8日 4月24日～5月11日 7月上旬 8月4日 8月5日 10月下旬 12月～平成20年1月 (指定する1日) 平成20年 3月上旬	官報公告 (技術士第二次試験の施行に関する事項) 受験申込書用紙の配布開始 受験申込書インターネットによる受付 受験申込書郵送・窓口による受付 官報公告 (試験会場の名称・所在地) 筆記試験 (総合技術監理部門の必須科目) 筆記試験 (総合技術監理以外の部門及び総合技術監理部門の選択科目) 筆記試験合否発表・受験者へ通知 口頭試験 試験地 東京都 合格発表 (合格者の氏名を官報で公告するとともに文部科学大臣より合格証を交付)
技術士第一次試験	平成19年 2月中旬 6月1日 6月1日～7月6日 6月25日～7月9日 9月上旬 10月8日 12月下旬	官報公告 (技術士第一次試験の施行に関する事項) 受験申込書用紙の配布開始 受験申込書インターネットによる受付 受験申込書郵送・窓口による受付 官報公告 (試験会場の名称・所在地) 筆記試験 合格発表 (合格者の氏名を官報で公告するとともに文部科学大臣より合格証を交付)

IV. 登 録

1. 技術士の登録

(1) 技術士の登録

第二次試験に合格した者（又は技術士法第31条の2第1項の規定により、技術士の資格に関する特例の認定を受けた者）が、「技術士」となるためには、文部科学大臣から指定された指定登録機関である社団法人日本技術士会に登録の申請をし、技術士登録簿に必要な事項について登録を受けなければなりません（法第32条1項）。

技術士になるための登録事項は、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、合格した第二次試験の技術部門の名称等ですが、会社、大学、官庁等に勤務している方はその勤務先を事務所とすることになります。

(2) 登録の要件等

次の要件が具備されていることが必要です。

- ① 第二次試験に合格していること（法第4条第3項）
- ② 技術士としての業務、即ち科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらの指導の業務を行おうとすること（法第2条第1項）
- ③ 次の欠格事由に該当しないこと（法第3条）

技術士として、その社会的信用が疑われるような事由に該当する人を、最初から排除しようとする主旨です。

- a. 成年被後見人又は被保佐人として登録されている者
- b. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- c. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者
- d. 技術士又は技術士補の名称使用制限の規定違反により罰金刑を受け、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- e. 技術士又は技術士補の登録取消しの処分を受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- f. 法律によって弁理士の業務の禁止を受けた者、測量士の登録を削除された者、建築士の免許を取消された者又は土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して2年を経過しない者

④ 登録免許税

30,000円

⑤ 登録手数料

6,500円

2. 技術士補の登録

(1) 技術士補の登録

第一次試験に合格（又は技術士法31条の2第2項の規定により、文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程を修了）し、修習技術者となった者が「技術士補」となるためには、文部科学大臣から指定された指定登録機関に登録の申請をし、技術士補登録簿に必要な事項について登録を受けなければなりません（法第32条第2項）。

技術士補になるための登録事項は、氏名、生年月日、合格した第一次試験の技術部門の名称、補助しようとする技術士（指導技術士）の氏名、登録番号等ですので、あらかじめ指導して下さる技術士を決定することが必要です。

(2) 登録の要件等

次の要件が具備されていることが必要です。

① 第一次試験に合格していること（法第4条第2項）。

② 指導技術士を定め、技術士を補助する業務を行おうとするものであること。

技術士補の定義において「法定の登録を受け、技術士補の名称を用いて……技術士を補助する者をいう。」と規定されています（法第2条第2項）。

したがって、技術士を補助しないで、単独で技術士補の名称を用いて業務を行うことはできません。

③ 法第3条に規定されている欠格条項に該当しない者であること（技術士の登録②登録の要件③参照）

④ 登録免許税

15,000円

⑤ 登録手数料

6,500円

3. 登録事項の変更の届出（インターネットで手続きが行えます）

技術士及び技術士補が既に登録している登録事項に変更が生じたとき、又は、新たな技術部門に合格し、技術部門を追加するときは、登録事項変更届出書を提出して下さい。

なお、技術士の場合は、同一部門でも選択科目を追加する場合には、変更が必要です。

4. 登録証再交付の申請等（インターネットで手続きが行えます）

技術士又は技術士補は、登録証を汚損又は紛失したときは、遅滞なく、登録証再交付申請書を提出して下さい。

5. 登録証明書の発行申請（インターネットで手続きが行えます）

技術士又は技術士補の登録内容を証明する場合には、登録証明願を提出して下さい。

6. 業務の廃止等の届出

技術士又は技術士補として活躍している間は、その登録は終身有効ですが、技術士又は技術士補業務を廃止したり、又は死亡した場合は、本人又はその相続人若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、業務の廃止等の届出を提出して下さい。

7. 登録の取消し等

① 登録の取消し

技術士又は技術士補が次のいずれかに該当する場合にその登録が取消されます（法第36条第1項）。

- a. 登録欠格事由に該当するに至ったとき
- b. 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

② 登録の取消し又は名称の使用の停止

技術士又は技術士補が法定の義務に違反した場合には、登録の取消し又は2年以内の期間を定めて技術士若しくは技術士補の名称の使用停止の処分を受けます（法第36条第2項）。

V. 技術士の特典と義務

1. 技術士の特典

技術士でないものは技術士又はこれに類似する名称を使用してはなりません（法第57条第1項）。いわゆる技術士の名称独占です。技術士でない者が技術士又はこれに類似する名称を使用すると30万円以下の罰金に処せられます（法第62条第3号）。これは、前述したように、高度の技術能力を持ち、かつ社会的に信用して差しつかえのない技術士としての適格者のみに技術士の名称を用いることを認める反面、技術士でない者にはその名称の使用を厳に禁止することにより、技術士制度に対する社会の関心と認識を一段と高めようとするところにねらいがあります。

技術士には、いわゆる業務特権、即ち法律上技術士でなければできない業務は認められていません。しかしながら、技術士は、国家認定された高度の技術者として、次のような国の諸制度において有資格者と認められ、あるいは資格試験の一部又は全部を免除されています。

(1) 有資格者として認められているもの

- ① 建設業法の一般建設業及び特定建設業における営業所の専任者
 - ② 建設コンサルタント又は地質調査業者として国土交通省に登録できる資格者
 - ③ 公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督監理を行う者
 - ④ 鉄道事業法の鉄道事業における設計管理者
 - ⑤ 中小企業支援法による中小企業総合事業団における登録指導員
- その他多数あり

（資料4「技術士資格の公的活用」参照）

(2) 資格試験の一部又は全部を免除されているもの

- ① 特定工場における公害防止管理者
- ② 廃棄物処理施設技術管理者
- ③ 労働安全コンサルタント
- ④ 労働衛生コンサルタント
- ⑤ 作業環境測定士

- ⑥ 一級施工管理技士（土木、電気工事、管工事、造園）
- ⑦ 土地区画整理士
- ⑧ 弁理士
- ⑨ 消防設備士
- ⑩ 気象予報士

その他あり

（資料5「他の国家・公的資格取得上の特典」参考）

2. 技術士等の義務

（1）信用失墜行為の禁止

技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはなりません（法第44条）。

（2）技術士等の秘密保持義務

技術士又は技術士補は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはなりません。技術士又は技術士補でなくなった後においても同様です（法第45条）。

技術士の義務の中核をなし、この違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。申告罪です（法第59条）。

（3）技術士等の公益確保の責務

技術士及び技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他公益を害することのないよう努めなければなりません（法第45条の2）。

（4）技術士の名称表示の場合の義務

技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示するものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはなりません（法第46条）。

(5) 技術士補の業務の制限等

技術士補は、法第2条第1項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行ってはなりません。法第46条の規定は、技術士補の名称表示についても準用します（法第47条）。

(6) 技術士の資質の向上の責務

技術士は、常に、自らの業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、資質の向上を図るよう努めなければなりません（法第47条の2）。

以上の技術士等に課せられた義務により、その使命、社会的地位及び職責を自覚するとともに技術士等に対する信用を高め、技術士等を活用しやすくするための措置です。これらの義務違反に対しては、上述の刑罰のほか、行政処分として、技術士又は技術士補の登録の取消し又は2年以内の技術士、若しくは技術士補の名称の使用停止の処分を受けます（法第36条第2項）。

また、法律上の義務にはなっていませんが、技術士がその業務を行うに際して遵守すべきこととして、法律上技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならぬと定められています（法第56条）。

この規定には二つの意味があります。一つは、技術あるいはノウ・ハウのような無形の財に対する評価が必ずしも確立しているとは言いがたい我が国の社会において、技術士の知識・能力が正当に評価されることを求めたものであり、もう一つは、逆に技術士がその業務を行うにあたり、法外な報酬を請求して社会的信用を失うことのないよう求めたものです。

Ⅵ. 日本技術士会

技術士は、全国を区域とする一の日本技術士会と称する民法の規定による法人（公益法人）を設立することができます（法第54条）。

日本技術士会は、技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善に資するため、技術士の研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とします（法第55条）。

現在、日本技術士会会員は約11,900名、技術士第一次試験合格者は準会員として加入が認められます。

日本技術士会の主要業務は次のとおりです。

- 1 技術士活動分野の拡大強化
 - （1）各産業分野への技術士の参入の推進
 - （2）技術士業務の開発
 - （3）技術士に対する各種公的資格の付与等活用の推進
- 2 研修会、研究成果発表会等を通じ技術士継続研鑽活動の推進
- 3 技術士全国大会、地域産学官と技術士合同セミナー等の行事の開催
- 4 技術士制度の普及啓発
- 5 国際交流の推進
- 6 国の指定機関として技術士の試験及び技術士等の登録業務の実施

〔技術士第一次試験の科目〕

1. 基礎科目
2. 適性科目
3. 共通科目 数学、物理学、化学、生物学、地学の中から 2 科目選択
4. 専門科目 下記の20技術部門の中から 1 技術部門を選択

技術部門	専門科目	専門科目の範囲	技術部門	専門科目	専門科目の範囲
1. 機械部門	機械	材料力学 機械力学・制御 熱工学 流体工学	11. 衛生工学部門	衛生工学	大気管理 水質管理 環境衛生工学（廃棄物管理を含む。） 建築衛生工学（空気調和施設及び建築環境施設を含む。）
2. 船舶・海洋部門	船舶・海洋	材料・構造力学 浮体の力学 計測・制御 機械及びシステム	12. 農業部門	農業	畜産 農芸化学 農業土木 農業及び蚕糸 農村地域計画 農村環境 植物保護
3. 航空・宇宙部門	航空・宇宙	機体システム 航行援助施設 宇宙環境利用	13. 森林部門	森林	林業 森林土木 林産 森林環境
4. 電気電子部門	電気電子	発送配変電 電気応用 電子応用 情報通信 電気設備	14. 水産部門	水産	漁業及び増養殖 水産加工 水産土木 水産水域環境
5. 化学部門	化学	セラミックス及び無機化学製品 有機化学製品 燃料及び潤滑油 高分子製品 化学装置及び設備	15. 経営工学部門	経営工学	経営管理 数理・情報
6. 繊維部門	繊維	繊維製品の製造及び評価	16. 情報工学部門	情報工学	コンピュータ科学 コンピュータ工学 ソフトウェア工学 情報システム・データ工学 情報ネットワーク
7. 金属部門	金属	鉄鋼生産システム 非鉄生産システム 金属材料 表面技術 金属加工	17. 応用理学部門	応用理学	物理及び化学 地球物理及び地球化学 地質
8. 資源工学部門	資源工学	資源の開発及び生産 資源循環及び環境	18. 生物工学部門	生物工学	細胞遺伝子工学 生物化学工学 生物環境工学
9. 建設部門	建設	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート 都市及び地方計画 河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境	19. 環境部門	環境	大気、水、土壌等の環境の保全 地球環境の保全 廃棄物等の物質循環の管理 環境の状況の測定分析及び監視 自然生態系及び風景の保全 自然環境の再生・修復及び自然とのふれあい推進
10. 上下水道部門	上下水道	上水道及び工業用水道 下水道 水道環境	20. 原子力・放射線部門	原子力・放射線	原子力 放射線 エネルギー

〔技術士第一次試験の一部免除〕

次の学歴を有する者又は国家資格の保有者は、共通科目の試験が免除されます。

1. 次の学歴を有する者

- (1) 学校教育法による第68条の2に規定する学士の学位（理科系統の専攻分野）を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 旧制大学の理科系統の課程を卒業した者
- (3) 旧制高等師範学校の理科系統の専攻科の課程を卒業した者及び旧制高等師範学校又は旧制女子高等師範学校の修業年限1年以上の理科系統の研究科の課程を修了した者
- (4) 修業年限5年以上の旧制専門学校の理科系統の課程を卒業した者又は修業年限4年以上の旧制専門学校の理科系統の課程を卒業し、かつ修業年限1年以上の理科系統の研究科の課程を修了した者
- (5) 防衛大学の理科系統の課程を卒業した者又は防衛医科大学校を卒業した者
- (6) 水産大学校（旧水産講習所を含む）を卒業した者
- (7) 海上保安大学校を卒業した者
- (8) 職業能力開発総合大学校（旧職業能力開発大学校若しくは旧職業訓練大学校の長期課程又は旧職業訓練大学校若しくは旧中央職業訓練所の長期指導員訓練課程を修了した者を含む）の長期課程を修了した者
- (9) 気象大学校大学部を卒業した者

2. 次の国家資格を有する者

- (1) 公害防止管理者（大気第1種・第3種、水質第1種・第3種）
- (2) 公害防止主任管理者
- (3) 高圧ガス製造保安責任者（甲種化学、甲種機械、第1種冷凍機械）
- (4) エネルギー管理士
- (5) 第1種及び第2種電気主任技術者
- (6) 第1種ダム水路主任技術者
- (7) 第1種ボイラー・タービン主任技術者

- (8) 甲種ガス主任技術者
- (9) 第1級総合無線通信士
- (10) 第1級陸上無線技術士
- (11) 技術検定1級合格者
 - 1級建設機械施工技士
 - 1級土木施工管理技士
 - 1級管工事施工管理技士
 - 1級造園施工管理技士
 - 1級建築施工管理技士
 - 1級電気工事施工管理技士
- (12) 測量士
- (13) 核燃料取扱主任者
- (14) 原子炉主任技術者
- (15) 第1種放射線取扱主任者
- (16) 労働安全コンサルタント試験合格者
- (17) 労働衛生コンサルタント試験合格者
- (18) 特級ボイラー技士
- (19) 一級建築士試験合格者
- (20) 甲種危険物取扱者

〔技術士第二次試験の技術部門、選択科目等〕

技術部門・選択科目	選 択 科 目 の 内 容
1. 機 械 部 門 ① 必須科目 機械一般 ② 選択科目 1-1 機 械 設 計 1-2 材 料 力 学 1-3 機 械 力 学 ・ 制 御 1-4 動 力 エ ネ ル ギ ー 1-5 熱 工 学 1-6 流 体 工 学 1-7 加 工 ・ フ ァ ク ト リ ー オ ー ト メ ー シ ョ ン 及 び 産 業 機 械 1-8 交 通 ・ 物 流 機 械 及 び 建 設 機 械 1-9 ロ ボ ッ ト 1-10 情 報 ・ 精 密 機 器	機械要素、トライボロジー、設計工学、設計情報学その他の機械設計に関する事項 構造解析・設計、破壊力学、機械材料その他の材料力学に関する事項 運動・振動、計測・制御、構造動解析・制御その他の機械力学・制御に関する事項 内燃機関、水車、ボイラ、発動機、蒸気タービン、ガスタービン、風力発電、太陽光発電、燃料電池その他の動力エネルギーに関する事項 加熱・冷却、熱移動（伝熱・対流及び輻射を含む。）、燃焼、熱交換機器、冷凍機、暖冷房機器、蓄熱機器その他の熱工学に関する事項 流体力学、流体機械（送風機を含む。）、化学機械、油空圧機器その他の流体工学に関する事項 加工法、加工機、生産システム（ファクトリーオートメーション等）及びその構成要素、工場設備計画、産業機械その他の加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械に関する事項 鉄道車両、自動車、物流機械及び建設機械並びにこれらの関連システムその他の交通・物流機械及び建設機械並びにこれらの関連するシステムに関する事項 産業用ロボット、移動ロボット、建設用ロボット、ロボット関連機器その他のロボットに関する事項 情報・精密機械、光学機器、電子応用機器、操作監視制御機器その他の情報・精密機器及びその関連システムに関する事項
2. 船 舶 ・ 海 洋 部 門 ① 必須科目 船舶・海洋一般 ② 選択科目 2-1 船 舶 2-2 海 洋 空 間 利 用 2-3 船 用 機 器	船舶の機能、構造、性能及び建造に関する事項 浮体式海洋構造物及び海洋機器に関する事項 船用原動機、機関補機、船用電気、電子機器その他の船用機器に関する事項
3. 航 空 ・ 宇 宙 部 門 ① 必須科目 航空・宇宙一般 ② 選択科目 3-1 機 体 シ ス テ ム 3-2 航 行 援 助 施 設 3-3 宇 宙 環 境 利 用	航空機、ロケット等宇宙輸送系及び人工衛星の空気力学、構造、制御、風洞等試験設備、計測技術、推進装置及び装備に関する事項 空港施設、航空無線施設、航空照明施設、ロケット等宇宙輸送系の射場及び打上げ管制施設並びに人工衛星の追跡管制施設に関する事項 宇宙環境（微小重力及び高真空を含む。）を利用して行う研究、試験及び製造に関する事項
4. 電 気 電 子 部 門 ① 必須科目 電気電子一般 ② 選択科目 4-1 発 送 配 変 電 4-2 電 気 応 用 4-3 電 子 応 用	発送配変電に係るシステム計画、設備計画、施工計画、施工設備及び運営関連の設備技術に関する事項 発電設備、送電設備、配電設備、変電設備その他の発送配変電に関する事項 電気機器、アクチュエーター、パワーエレクトロニクス、電動力応用、電気鉄道、光源・照明及び静電気応用に関する事項 電気材料及び電気材料に係る材料に関する事項 高周波、超音波、光及び電子ビームの応用機器、電子回路素子、電子デバイス及びその応用機器、コンピュータその他の電子応用に係るシステムに関する事項 計測・制御全般、遠隔制御、交通管制、無線航法等のシステム及び電磁環境に関する事項 半導体材料その他の電子応用及び通信線材料に関する事項

技術部門・選択科目	選 択 科 目 の 内 容
4-4 情報通信 4-5 電気設備	有線、無線、光等を用いた情報通信技術（公衆ネットワーク、専用・企業ネットワーク、国際通信ネットワーク、コンピュータネットワーク、インターネット、伝送システム、アクセスシステム、通信線路、地上固定無線通信、移動通信、衛星通信、放送、ケーブルテレビ、音声情報通信、画像情報通信及びマルチメディア通信を含む。）に関する事項 情報通信ネットワーク全般の計画、設計、構築、運用及び管理に関する事項 建築電気設備、施設電気設備、工場電気設備その他の電気設備に係るシステム計画、設備計画、施工計画、施工設備及び運営に関する事項
5. 化学部門 ① 必須科目 化学一般 ② 選択科目 5-1 セラミックス及び無機化学製品 5-2 有機化学製品 5-3 燃料及び潤滑油 5-4 高分子製品 5-5 化学装置及び設備	セメント、ガラス、陶磁器、耐火物、炭素製品、研磨材料、ファインセラミックスその他のセラミックス製品の製造の方法及び設備に関する事項 酸、アルカリ、塩、無機顔料、化学肥料その他の無機化学製品の製造の方法及び設備に関する事項 染料、有機顔料、医薬、農薬、有機重合中間体、精密有機化合物、糖類、繊維素、パルプ、紙、油脂、皮革、溶剤、塗料、接着剤その他の有機化学製品の製造及び加工の方法及び設備に関する事項（紡糸に関するものを除く。） 固体燃料、液体燃料、気体燃料及び潤滑油の製造の方法及び設備に関する事項 合成樹脂、天然樹脂、ゴムその他の高分子製品の製造及び成形加工の方法及び設備に関する事項（紡糸に関するものを除く。） 流動、伝熱、蒸留、吸収、抽出、粉碎、ろ過、集じん、反応その他の化学的処理に係る装置及び設備並びにこれらの配置の計画及びその運営に関する事項
6. 繊維部門 ① 必須科目 繊維一般 ② 選択科目 6-1 紡糸・加工糸の方法及び設備 6-2 紡績及び製布 6-3 繊維加工 6-4 繊維二次製品の製造及び評価	紡糸（衣料用、産業用、医療用等の高性能、高機能、高感性繊維及び紡糸直結型不織布を含む。）加工糸の方法及び設備に関する事項 紡績、織布、ニット及び不織布製造（紡糸直結型を除く。）の方法及び設備に関する事項 繊維及び繊維製品の精練、漂白、染色、仕上げその他の加工に関する方法、設備及び加工処理剤に関する事項 アパレルその他の繊維二次製品の企画、設計、準備、縫製、成型、仕上げ、検査及び消費科学的評価の方法及び設備に関する事項
7. 金属部門 ① 必須科目 金属一般 ② 選択科目 7-1 鉄鋼生産システム 7-2 非鉄生産システム 7-3 金属材料 7-4 表面技術 7-5 金属加工	鉄鉄、鋼及び鉄合金の製造の方法、設備及び管理技術に関する事項 金、銀、銅、鉛、亜鉛、アルミニウム、ケイ素、レアメタルその他の非鉄金属及びこれらの一を主成分とする合金の製錬及び製造の方法、設備及び管理技術に関する事項 構造材料・機能材料等の成分設計、複合化、材料試験、分析、組織観察その他の金属材料に関する事項 めっき、溶射、浸透、CVD（化学気相析出法）、PVD（物理蒸着被覆法）、防錆、洗浄、非金属被覆、表面硬化、金属防食その他の金属の表面技術に関する事項 鋳造、鍛造、塑性加工、溶接接合、熱処理、粉末焼結、微細加工その他の金属加工に関する事項
8. 資源工学部門 ① 必須科目 資源工学一般 ② 選択科目 8-1 固体資源の開発及び生産 8-2 流体資源の開発及び生産 8-3 資源循環及び環境	固体資源（金属鉱物、石炭、核燃料鉱物、非金属鉱物、工業用原料鉱物、採石（砂利及び砂を含む。）、石材等を含む。）の探査、評価、採掘、粉碎、選別、輸送及び設備並びに生産システムのマネジメント及び環境保全に関する事項 流体資源（石油、天然ガス、地熱等のエネルギー流体資源及び水を含む。）の探査、評価、採取、分離、精製、輸送及び設備並びに生産システムのマネジメント及び環境保全に関する事項 リサイクリングシステム、廃棄物の再資源化、廃棄物の処分及び管理（放射性廃棄物を含む。）、資源・エネルギー及び環境問題、環境影響評価、水環境、大気環境、土壌、地質環境その他の資源循環及び環境に関する技術的事項及びマネジメントに関する事項

技術部門・選択科目	選 択 科 目 の 内 容
<p>9. 建設部門</p> <p>① 必須科目 建設一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>9-1 土質及び基礎</p> <p>9-2 鋼構造及びコンクリート</p> <p>9-3 都市及び地方計画</p> <p>9-4 河川、砂防及び海岸・海洋</p> <p>9-5 港湾及び空港</p> <p>9-6 電力土木</p> <p>9-7 道 路</p> <p>9-8 鉄 道</p> <p>9-9 ト ン ネ ル</p> <p>9-10 施工計画、施工設備及び積算</p> <p>9-11 建設環境</p>	<p>土質、地盤並びに土構造物及び基礎に関する事項</p> <p>鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート構造、建設材料その他の鋼構造及びコンクリートに関する事項</p> <p>国土計画、都市計画（土地利用、都市交通施設、公園緑地及び市街地整地を含む。）、地域計画その他の都市及び地方計画に関する事項</p> <p>治水・利水計画、治水・利水施設、河川構造物、河川情報、砂防その他の河川に関する事項</p> <p>地すべり防止に関する事項</p> <p>海岸保全計画、海岸施設、海岸及び海洋構造物その他の海岸・海洋に関する事項</p> <p>港湾計画、港湾施設、港湾構造物その他の港湾に関する事項</p> <p>空港計画、空港施設、空港構造物その他の空港に関する事項</p> <p>電源開発計画、電源開発施設、取放水及び水路構造物その他の電力土木に関する事項</p> <p>道路計画、道路設計、道路構造物、道路管理、道路情報その他の道路に関する事項</p> <p>鉄道計画、鉄道施設、鉄道構造物、モノレール鉄道その他の鉄道に関する事項</p> <p>トンネル計画、トンネル施設、地中構造物、トンネル工法その他のトンネルに関する事項</p> <p>施工計画、施工管理、施工設備・機械その他の施工に関する事項</p> <p>積算及び建設マネジメントに関する事項</p> <p>建設事業における自然環境及び生活環境の保全及び創出並びに環境影響評価に関する事項</p>
<p>10. 上下水道部門</p> <p>① 必須科目 上下水道一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>10-1 上水道及び工業用水道</p> <p>10-2 下 水 道</p> <p>10-3 水 道 環 境</p>	<p>上水道計画、工業用水道計画、取水、導水、送配水、浄水、水処理、さく井その他の上水道及び工業用水道に関する事項</p> <p>下水道計画、流域管理、下水渠、下水処理、廃水処理その他の下水道に関する事項</p> <p>水道水源その他の水道環境の予測及び保全並びに水道施設の建設に係る環境への影響評価及び対策に関する事項</p>
<p>11. 衛生工学部門</p> <p>① 必須科目 衛生工学一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>11-1 大 気 管 理</p> <p>11-2 水 質 管 理</p> <p>11-3 廃 棄 物 管 理</p> <p>11-4 空 気 調 和</p> <p>11-5 建 築 環 境</p>	<p>生活及び作業環境に係る空気質の改善及び管理に関する試験、分析、測定、給排気処理その他の大気管理に関する事項</p> <p>水質の改善及び管理に関する試験、分析、測定、水処理その他の水質管理に関する事項</p> <p>廃棄物（ごみ、し尿、産業廃棄物等）の処理及び設備に関する事項</p> <p>廃棄物の減量化に係る計画、廃棄物の処理施設の整備計画及び環境影響評価に関する事項</p> <p>冷房、暖房、換気、恒温、超高清浄その他の空気調和に関する事項</p> <p>給排水衛生、照明、消火、音響その他の建築環境（空気調和を除く。）に関する事項</p>
<p>12. 農業部門</p> <p>① 必須科目 農業一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>12-1 畜 産</p> <p>12-2 農 芸 化 学</p> <p>12-3 農 業 土 木</p> <p>12-4 農 業 及 び 蚕 糸</p> <p>12-5 農 村 地 域 計 画</p> <p>12-6 農 村 環 境</p> <p>12-7 植 物 保 護</p>	<p>家畜の改良繁殖、家畜栄養、草地造成、飼料作物、畜産経営、畜産加工、家畜のふん尿処理その他の畜産に関する事項</p> <p>土壌、施肥、肥料の品質、食品化学、発酵、食品製造、生物化学その他の農芸化学に関する事項</p> <p>かんがい排水、農地整備、農用地開発、干拓、農地保全・防災、農道整備、農村整備、農業集落排水施設整備、水管理、水利施設の管理保全、施工計画・積算その他の農業土木に関する事項</p> <p>作物、施設園芸、農業経営その他の農業に関する事項</p> <p>養蚕及び製糸に関する事項</p> <p>農村における土地利用計画、営農計画、栽培環境指標、経済効果その他の農村地域計画に関する事項</p> <p>農村における自然環境、農業生産環境、生活環境及び景観の保全及び創出、地域資源の多面的利用、廃棄物の再生利用、環境予測評価その他の農村環境に関する事項</p> <p>病虫害防除、雑草防除、発生予察、農薬その他の植物保護に関する事項</p>

技術部門・選択科目	選 択 科 目 の 内 容
<p>13. 森 林 部 門</p> <p>① 必須科目 森林一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>13-1 林 業</p> <p>13-2 森 林 土 木</p> <p>13-3 林 産</p> <p>13-4 森 林 環 境</p>	<p>森林計画及び森林管理、造林、林業生産その他の森林・林業に関する事項</p> <p>治山、林道、森林保全その他の森林土木に関する事項</p> <p>木材加工、林産化学、特用林産、林産施設環境その他の林産に関する事項</p> <p>森林地域及びその周辺の環境の保全及び創出並びに環境影響評価に関する事項</p>
<p>14. 水 産 部 門</p> <p>① 必須科目 水産一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>14-1 漁業及び増養殖</p> <p>14-2 水産加工</p> <p>14-3 水産土木</p> <p>14-4 水産水域環境</p>	<p>漁具、漁法、水産機器、漁船、漁場利用、漁港利用、生態工学、水棲生物の資源培養、飼育技術、防疫治療、病生理及び遺伝子工学、資源管理その他の漁業及び増養殖に関する事項</p> <p>冷凍、冷蔵、缶詰、乾燥、鮮度保持、魚油、飼餌料、水産ねり製品、食品衛生、廃棄物処理その他の水産加工に関する事項</p> <p>漁港計画、漁港施設、沿岸漁場計画、漁場施設、漁場環境、増養殖関連施設、飼育施設その他の水産土木に関する事項</p> <p>河川・湖沼・海岸・海洋における水棲生物の生息場及びその周辺の環境の保全、水域環境修復・代替措置、環境評価その他の水産水域環境に関する事項</p>
<p>15. 経営工学部門</p> <p>① 必須科目 経営工学一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>15-1 生産マネジメント</p> <p>15-2 サービスマネジメント</p> <p>15-3 ロジスティクス</p> <p>15-4 数理・情報</p> <p>15-5 金融工学</p>	<p>生産計画及び管理、品質マネジメント並びにQCDES（品質、コスト、納期、環境、安全性）及び4M（人、物、設備、資金）の計画、管理及び改善に関する事項</p> <p>サービス提供の計画及び管理（プロセス設計及びシステム設計を含む。）、品質マネジメント、プロジェクトマネジメント並びにQCDES（品質、コスト、納期、環境、安全性）及び4M（人、物、設備、資金）の計画、管理及び改善に関する事項</p> <p>物流（包装及び流通加工を含む。）の計画、管理及び改善に関する事項</p> <p>オペレーションズ・リサーチ、統計・信頼性技法、情報の管理及びシステムに関する事項</p> <p>金融工学に関する事項</p>
<p>16. 情報工学部門</p> <p>① 必須科目 情報工学一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>16-1 コンピュータ工学</p> <p>16-2 ソフトウェア工学</p> <p>16-3 情報システム・データ工学</p> <p>16-4 情報ネットワーク</p>	<p>論理設計、集積回路、電子回路、コンピュータアーキテクチャ、組込み制御システム、信号処理、符号理論、デジタル通信、メディア表現（コンピュータグラフィックスを含む。）、画像処理、音声処理、ニューロ及びファジー技術に関する事項</p> <p>要求分析及び要求定義、ソフトウェア設計、ソフトウェア開発環境及び開発プロセス、プロジェクト計画及び管理、オブジェクト指向分析設計、エージェント技術並びにソフトウェアシステムの運用及び保守に関する事項</p> <p>組織及び情報システム、情報システムの企画及び計画、情報システムアーキテクチャ、問題形成及びモデリング、開発のプロセス及び管理、情報システムの運営、データベースの設計及び構築、Web技術、データマイニング並びにヒューマンインターフェースに関する事項</p> <p>ネットワーク通信技術、情報ネットワークアーキテクチャ及びプロトコル、ネットワークセキュリティ、ネットワークプログラミング及び分散処理、インターネット、モバイル技術並びに情報ネットワークの運用に関する事項</p>
<p>17. 応用理学部門</p> <p>① 必須科目 応用理学一般</p> <p>② 選択科目</p> <p>17-1 物理及び化学</p> <p>17-2 地球物理及び地球化学</p>	<p>力学、光学、電磁気学、熱物理学、原子・量子物理学、物理及び化学的計測、レオロジ、化学分析、機器分析、応用数学その他の物理及び化学の応用に関する事項</p> <p>気象、地震、火山、地球電磁気、陸水（地下水を除く。）、雪氷、海洋、大気、測地その他の地球物理及び地球化学の応用に関する事項</p>

技術部門・選択科目	選 択 科 目 の 内 容
17-3 地 質	土木地質（道路、鉄道、ダム、トンネル、地盤等）、資源地質（鉱物資源、燃料資源等）、斜面災害地質、環境地質（水理、水文、地下水等）、情報地質（リモートセンシング、地理情報システム等）、地熱及び温泉並びに防災、応用鉱物、古生物、遺跡調査その他の地質の応用に関する事項 物理探査、化学探査、試すいその他の探査技術に関する事項
18. 生物学部門 ① 必須科目 生物学一般 ② 選択科目 18-1 細胞遺伝子工学 18-2 生物化学工学 18-3 生物環境工学	遺伝子操作、核・卵・胚操作、組織培養、細胞育種、蛋白質工学、抗体工学、バイオインフォマテイクス、ゲノム工学、ゲノム創薬その他の細胞遺伝子工学関連技術に関する事項 細胞大量培養、生物変換技術、バイオマス変換、バイオリクター、バイオセンサー、培養工学、生体成分分析技術、生体成分分離精製技術、バリデーションその他の生物化学工学関連技術に関する事項 生体材料、人工臓器、ドラッグデリバリーシステム、生体模倣技術その他の生体医用工学関連技術に関する事項 水質、大気及び土壌の浄化のためのバイオレメディエーション技術、生物環境分析技術、環境生物のモニタリング技術、生物コンソーシアムの解析技術その他の生物利用環境工学関連技術に関する事項
19. 環境部門 ① 必須科目 環境一般 ② 選択科目 19-1 環境保全計画 19-2 環境測定 19-3 自然環境保全 19-4 環境影響評価	環境の現状の解析及び将来変化の予測並びにこれらの評価、環境情報の収集、整理、分析及び表示その他の環境保全に係る計画に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。） 環境測定計画、環境測定分析、環境監視並びに測定値の解析及び評価に関する事項 生態系及び風景並びにこれらを構成する野生動植物、地形、水その他の自然の保護、再生及び修復並びに自然教育及び自然に親しむ利用に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。） 事業の実施が環境に及ぼす影響の調査、予測及び評価並びに環境保全の措置の検討及び評価に関する事項（専ら一の技術部門に関するものを除く。）
20. 原子力・放射線部門 ① 必須科目 原子力・放射線一般 ② 選択科目 20-1 原子炉システムの設計及び建設 20-2 原子炉システムの運転及び保守 20-3 核燃料サイクルの技術 20-4 放射線利用 20-5 放射線防護	原子炉の理論、原子炉及び原子力発電プラントの設計、製造、建設及び品質保証、安全性の確保、核融合炉その他の原子炉システムの設計及び建設に関する事項 原子炉の理論、原子炉及び原子力発電プラントの運転管理及び保守検査、安全性の確保、原子力防災、廃止措置その他の原子炉システムの運転及び保守に関する事項 核燃料の濃縮及び加工、使用済燃料の再処理、輸送及び貯蔵、放射性廃棄物の処理及び処分、安全性の確保、保障措置その他の核燃料サイクルの技術に関する事項 放射線の物理、化学及び生物影響、工業利用、農業利用、医療利用、加速器その他の放射線利用に関する事項 放射線の物理、化学及び生物影響、計測、遮へい、線量評価、放射性物質の取扱い、放射線の健康障害防止その他の放射線防護に関する事項

技術部門・選択科目	必須科目及び選択科目の内容
21. 総合技術監理部門 ① 必須科目 総合技術監理一般	安全管理に関する事項 社会環境との調和に関する事項 経済性（品質・コスト・生産性）に関する事項 情報管理に関する事項 人的資源管理に関する事項
② 選択科目 21-0101 機械－機械設計 21-0102 機械－材料力学 21-0103 機械－機械力学・制御 21-0104 機械－動力エネルギー 21-0105 機械－熱工学 21-0106 機械－流体力学 21-0107 機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械 21-0108 機械－交通・物流機械及び建設機械 21-0109 機械－ロボット 21-0110 機械－情報・精密機器 21-0201 船舶・海洋－船舶 21-0202 船舶・海洋－海洋空間利用 21-0203 船舶・海洋－船用機器 21-0301 航空・宇宙－機体システム 21-0302 航空・宇宙－航行援助施設 21-0303 航空・宇宙－宇宙環境利用 21-0401 電気電子－発送配変電 21-0402 電気電子－電気応用 21-0403 電気電子－電子応用 21-0404 電気電子－情報通信 21-0405 電気電子－電気設備 21-0501 化学－セラミックス及び無機化学製品 21-0502 化学－有機化学製品 21-0503 化学－燃料及び潤滑油 21-0504 化学－高分子製品 21-0505 化学－化学装置及び設備 21-0601 繊維－紡糸・加工糸の方法及び設備 21-0602 繊維－紡績及び製布 21-0603 繊維－繊維加工 21-0604 繊維－繊維二次製品の製造及び評価 21-0701 金属－鉄鋼生産システム 21-0702 金属－非鉄生産システム 21-0703 金属－金属材料 21-0704 金属－表面技術 21-0705 金属－金属加工 21-0801 資源工学－固体資源の開発及び生産 21-0802 資源工学－流体資源の開発及び生産 21-0803 資源工学－資源循環及び環境 21-0901 建設－土質及び基礎 21-0902 建設－鋼構造及びコンクリート 21-0903 建設－都市及び地方計画 21-0904 建設－河川、砂防及び海岸・海洋 21-0905 建設－港湾及び空港	1～20の各技術部門及び選択科目に対応した選択科目の内容と同一事項

技術部門・選択科目	必須科目及び選択科目の内容
21-0906 建設－電力土木 21-0907 建設－道路 21-0908 建設－鉄道 21-0909 建設－トンネル 21-0910 建設－施工計画、施工設備及び積算 21-0911 建設－建設環境 21-1001 上下水道－上水道及び工業用水道 21-1002 上下水道－下水道 21-1003 上下水道－水道環境 21-1101 衛生工学－大気管理 21-1102 衛生工学－水質管理 21-1103 衛生工学－廃棄物管理 21-1104 衛生工学－空気調和 21-1105 衛生工学－建築環境 21-1201 農業－畜産 21-1202 農業－農芸化学 21-1203 農業－農業土木 21-1204 農業－農業及び蚕糸 21-1205 農業－農村地域計画 21-1206 農業－農村環境 21-1207 農業－植物保護 21-1301 森林－林業 21-1302 森林－森林土木 21-1303 森林－林産 21-1304 森林－森林環境 21-1401 水産－漁業及び増養殖 21-1402 水産－水産加工 21-1403 水産－水産土木 21-1404 水産－水産水域環境 21-1501 経営工学－生産マネジメント 21-1502 経営工学－サービスマネジメント 21-1503 経営工学－ロジスティクス 21-1504 経営工学－数理・情報 21-1505 経営工学－金融工学 21-1601 情報工学－コンピュータ工学 21-1602 情報工学－ソフトウェア工学 21-1603 情報工学－情報システム・データ工学 21-1604 情報工学－情報ネットワーク 21-1701 応用理学－物理及び化学 21-1702 応用理学－地球物理及び地球化学 21-1703 応用理学－地質 21-1801 生物工学－細胞遺伝子工学 21-1802 生物工学－生物化学工学 21-1803 生物工学－生物環境工学 21-1901 環境－環境保全計画 21-1902 環境－環境測定 21-1903 環境－自然環境保全 21-1904 環境－環境影響評価 21-2001 原子力・放射線－原子炉システムの設計及び建設 21-2002 原子力・放射線－原子炉システムの運転及び保守 21-2003 原子力・放射線－核燃料サイクルの技術 21-2004 原子力・放射線－放射線利用 21-2005 原子力・放射線－放射線防護	1～20の各技術部門及び選択科目に対応した選択科目の内容 と同一事項

技術士資格の公的活用

社団法人 日本技術士会

所管省庁	資格の名称	根拠法令等	技術士等の区分	該当技術部門（選択科目）
厚生労働省	労働災害防止のため建設工事などの計画に参画させる者	労働安全衛生法第88条第5項、労働安全衛生規則第2条の3、労働安全衛生規則別表第9	第二次試験合格者	建設部門
〃	労働契約の特例（専門的知識等を有する労働者）	労働基準法第14条第1項第1号、労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（H10.10.22労働省告示第356号）ニル	技術士	全技術部門
農林水産省	土地改良事業の審査のため農林水産省等が委嘱する専門技術者	土地改良法に基づく専門技術者委嘱の要領について（S40農地B第4184号）第2・1土地改良専門技術者育成対策の実施について（S59構改C第690号）第2・2	第二次試験合格者	農業部門（農業土木、農村地域計画）
〃 （林野庁）	治山・林道事業現場技術業務委託実施要領別表に定める技術者	治山・林道事業現場技術業務委託実施要領（S54林野治第2015号）第4・2項 別表	技術士	森林部門（森林土木）
〃 （〃）	治山・林道事業に係る調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領に定める技術者	治山・林道事業に係る調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領（H7林野治第1078号）第3・1 別表	技術士	森林部門（森林土木）
〃 （中小企業庁・中小企業基盤整備機構）	中小企業・ベンチャー総合支援事業派遣専門家として登録される専門家	中小企業支援法第11条第1項第2号、中小企業支援事業の実施に関する規程を定める省令（S38.10.19通商産業省令第123号）	技術士	全技術部門
国土交通省	設計管理者（鉄道土木、鉄道電気、車両）	鉄道事業法第14条第1項、鉄道事業法施行規則第24条の2第1号口の表（1）の項下欄C、第26条第2項 設計管理者の要件に係る技術部門を定める告示（H12.3.1運輸省告示48号）	第二次試験合格者	建設部門、機械部門、電気電子部門
〃	宅地造成工事の技術的規程（擁壁、排水施設）の設計者	宅地造成等規制法第9条第2項、宅地造成等規制法施行令第18条第5号 宅地造成等規制法施行令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（S37.3.29建設省告示第1005号）ニ	第二次試験合格者	建設部門
〃	公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者	下水道法第22条第1項、下水道法施行令第15条第8号	第二次試験合格者	上下水道部門（下水道）
〃	一般建設業の営業所専任技術者又は主任技術者	建設業法第7条第2号ハ、第26条及び第26条の2、建設業法施行規則第7条の3第2号及び第3号、（H17.12.16国土交通省告示第1424号）	第二次試験合格者	機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門（農業土木）、森林部門（林業・森林土木）、水産部門（水産土木）、前記のものを選択科目とする総合技術監理部門
〃	特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者	建設業法第15条第2号イ、第26条及び第26条の2、建設業法施行規則第7条の3第2号及び第3号、（H17.12.16国土交通省告示第1424号）	第二次試験合格者	機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門（農業土木）、森林部門（林業・森林土木）、水産部門（水産土木）、前記のものを選択科目とする総合技術監理部門
〃	建設コンサルタントとして国土交通省に部門登録をする場合の専任技術管理者	公共事業の前払金保証事業に関する法律第3条、第4条及び第19条第3号 建設コンサルタント登録規程（S52.4.15建設省告示第717号）第3条第1号ロ 別表	技術士	機械部門（機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門（下水道及び工業用水道、下水道）、衛生工学部門（廃棄物管理）、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、応用理学部門（地質）、前記のものを選択科目とする総合技術監理部門

所管省庁	資格の名称	根拠法令等	技術士等の区分	該当技術部門（選択科目）
国土交通省	地質調査業者として国土交通省に登録する場合の技術管理者	地質調査業登録規程（S52.4.15建設省告示第718号）第3条第1号ハ	技術士	建設部門（土質及び基礎）、応用理学部門（地質）、前記のものを選択科目とする総合技術監理部門
〃	開発許可申請の場合の設計者の資格	都市計画法第31条及び都市計画法施行規則第19条第1号ホ 都市計画法施行規則第19条第1号ホの国土交通大臣が定める部門（S45.1.12建設省告示第39号）	第二次試験合格者	建設部門、上下水道部門、衛生工学部門
国土交通省 ・ 環境省	公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者	下水道法第22条第1項、第2項 下水道法施行令第15条第8号、第15条の3第8号 下水道法施行令第15条第8号の建設大臣が定める技術部門及び選択科目（S46.10.9建設省告示第1706号） 下水道法施行令第15条の3第8号の国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門及び選択科目（S46.10.9厚生省・建設省告示第2号）	第二次試験合格者	上下水道部門（下水道）、衛生工学部門（水質管理、廃棄物管理（汚物処理を含む））

他の国家・公的資格取得上の特典

社団法人 日本技術士会

所管省庁	資格の名称	根拠法律等	特典事項	技術士等の区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	消防設備士（甲種・乙種）	消防法	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械部門、電気電子部門、化学部門、衛生工学部門
			甲種受講資格を認定		全技術部門
〃	消防設備点検資格者（特種・第1種・第2種）	消防法	受講資格を認定	第二次試験合格者	機械部門、電気電子部門、化学部門、上下水道部門、衛生工学部門
厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）	受講資格を認定	技術士	機械部門、電気電子部門、上下水道部門、衛生工学部門
〃	労働安全コンサルタント	労働安全衛生法	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械部門、船舶・海洋部門、航空・宇宙部門、電気電子部門、化学部門、金属部門、資源工学部門、建設部門、農業部門（農芸化学、農業土木）、森林部門（森林土木）、経営工学部門（生産マネジメント）
			受講資格を認定		全技術部門
〃	労働衛生コンサルタント	労働安全衛生法	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	衛生工学部門
			受講資格を認定		全技術部門
〃	作業環境測定士（第1種・第2種）	作業環境測定法	筆記試験一部免除	技術士	化学部門、金属部門、衛生工学部門、応用理学部門
			受講資格を認定		第二次試験合格者 全技術部門
経済産業省（原子力安全・保安院）	ボイラー・タービン主任技術者（第1種・第2種）	電気事業法	申請資格の一部として認定	第二次試験合格者	機械部門
経済産業省	中小企業診断士	中小企業支援法 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則	第一次試験一部免除	第二次試験合格者	情報工学部門
〃（特許庁）	弁理士	弁理士法	論文試験免除	技術士	全技術部門
国土交通省	気象予報士	気象業務法	学科試験免除	技術士	応用理学部門
〃	土木施工管理技士（1級・2級）	建設業法	学科試験免除	第二次試験合格者	建設部門、上下水道部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、前記のものを選択科目とする総合技術監理部門
〃	電気工事施工管理技士（1級・2級）	建設業法	学科試験免除	第二次試験合格者	電気電子部門、建設部門、前記のものを選択科目とする総合技術監理部門
〃	管工事施工管理技士（1級・2級）	建設業法	学科試験免除	第二次試験合格者	機械部門（流体工学、熱工学）、上下水道部門、衛生工学部門、前記のものを選択科目とする総合技術監理部門
〃	造園施工管理技士（1級・2級）	建設業法	学科試験免除	第二次試験合格者	建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（林業、森林土木）、前記のものを選択科目とする総合技術監理部門
〃	土地区画整理士	土地区画整理法	学科試験免除	第二次試験合格者	建設部門（都市及び地方計画）
厚生労働省・環境省	廃棄物処理施設技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請資格を認定	第二次試験合格者	化学部門、上下水道部門、衛生工学部門
			申請資格一部認定		前記技術部門以外の技術士
〃	環境カウンセラー	環境カウンセラー登録制度実施規程（環境庁告示）	登録審査の加算要素の一つとして認定	技術士	環境部門、衛生工学部門等環境関連部門
財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	特定工場における公害防止管理者（ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設）	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	受講資格を認定	技術士	機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）、化学部門、金属部門（非鉄生産システム）、上下水道部門、衛生工学部門（水質管理）、農業部門（農芸化学）、応用理学部門（物理及び化学）

社団法人日本技術士会及び同会各支部等

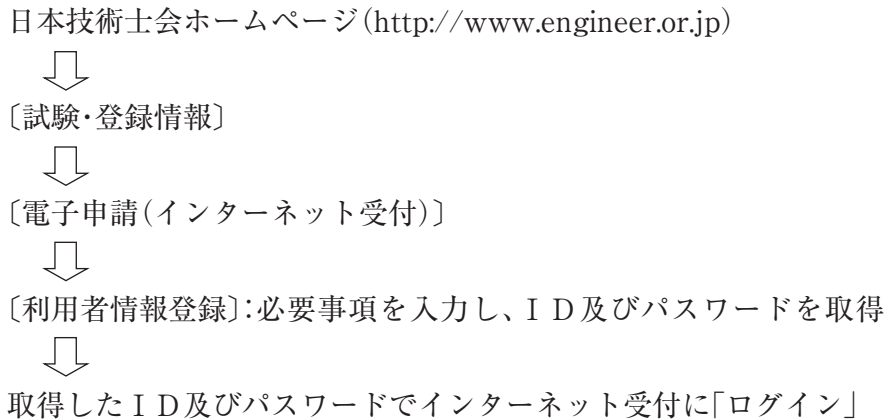
受験申込書等は下記で配布しています。

記

1. 社団法人 日本技術士会 技術士試験センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル8階
電話 (03) 3459-1333
2. 社団法人 日本技術士会 北海道支部
〒004-8585 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4-1 DOCON新札幌ビル1階
電話 (011) 801-1617
3. 社団法人 日本技術士会 東北支部
〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-6-25 宮酪ビル2階
電話 (022) 723-3755
4. 社団法人 日本技術士会 北陸支部
〒950-0965 新潟市新光町10-2 技術士センタービル6階
電話 (025) 281-2009
5. 社団法人 日本技術士会 中部支部
〒450-0002 名古屋市中村区名駅5-4-14 花車ビル北館6階
電話 (052) 571-7801
6. 社団法人 日本技術士会 近畿支部
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-9-15 近畿富山会館ビル9階
電話 (06) 6444-3722
7. 社団法人 日本技術士会 中・四国支部
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル6階
電話 (082) 511-0305
8. 社団法人 日本技術士会 九州支部
〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街7-1 シック博多駅前ビル2階
電話 (092) 432-4441
9. 沖縄県技術士会
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2-105-18
株式会社 都市科学政策研究所内 電話 (098) 835-3048
10. 株式会社 日本海コンサルタント
〒921-8042 石川県金沢市泉本町2-126 電話 (076) 243-8258
11. 香川県技術士会
〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼1007-3
株式会社 四電技術コンサルタント内 電話 (087) 887-2220

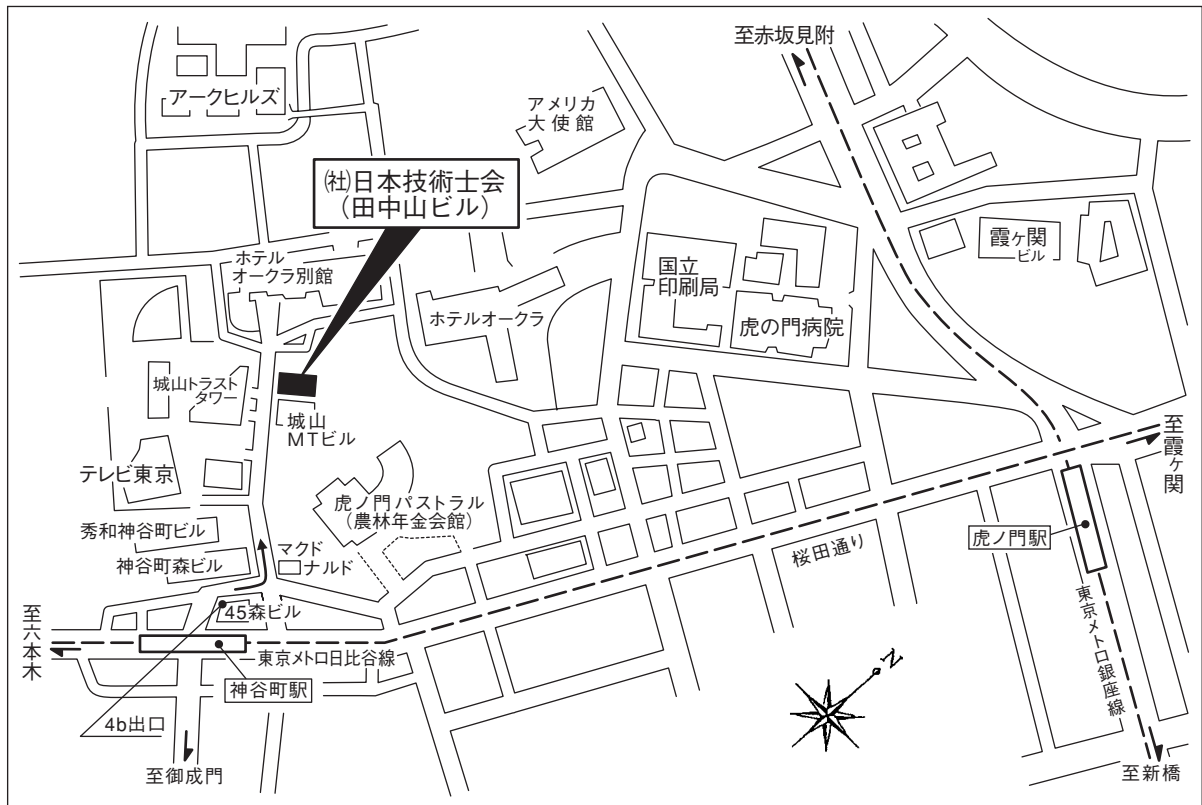
受験申込みは、インターネットからも手続きが行えます。

手続きに際しては、I D及びパスワードの取得が必要になります。I D及びパスワードは、当会のホームページのインターネット受付画面で取得することができます。



インターネット受付の特長は、次のとおりです。是非ご利用下さい。

- ・ 受験申込申請内容を途中で保存できる機能（第二次試験の受験手続きのみ）がありますので、受験申込締切日までの間に数回に分けて申請（入力）手続きを行うことが可能です。
- ・ 受験手数料の支払いにコンビニエンスストア支払い（**払込み手数料はかかりません。**）及びクレジットカード支払いが選択できます。
- ・ 平成13年度以降に受験申込みを行ったことがある方、既に技術士第二次試験に合格している方が、再度、受験する場合は、必要事項を入力することで、添付書類の提出を省略（写真は省略できません。）できます。
- ・ 受験申込申請を行うと申請を受信した旨（受験申込内容、添付書類の提出方法及び注意事項等に関するお知らせ）をメールでお知らせします。
- ・ 受験申込みの手続き状況及び添付書類の提出・審査状況をWEBで確認することができます。
- ・ 受験申込手続きが完了した際は、受験申込みを受理した旨をメールでお知らせします。
- ・ 提出された受験申込み内容は、当該年度中、WEBで閲覧・確認・印刷することができます。



社団法人 日本技術士会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番20号
田 中 山 ビ ル

電話 (03) 3459-1333 (代表)

FAX (03) 3459-1334

URL <http://www.engineer.or.jp/>